

## 農地改良届出の手引き

- 届出者 所有者及び耕作者
- 届出先 大府市農業委員会事務局
- 届出期間 随時
- 提出部数 2部

提出書類	備考	チェック
☆届出書（第1号様式）	正本1部、副本1部	<input type="checkbox"/>
☆位置図（案内図）	申請地を図示（都市計画図、住宅地図など）	<input type="checkbox"/>
☆地番表示図（公図）	申請地を図示（コピー可） ※土地区画整理地内で仮換地中の場合、不要	<input type="checkbox"/>
☆土の搬入・搬出経路図	位置図（案内図）に記入でも可	<input type="checkbox"/>
☆造成（排水）方法の分かる図面	造成（排水）計画平面図及び縦横断面図	<input type="checkbox"/>
☆誓約書（第2号様式）	農業委員長あて。産業廃棄物を埋立てしない旨等を記載のもの	<input type="checkbox"/>
☆誓約書（第3号様式）	市長あて。土砂搬入にともなう事故、道路への損害の責任を負う旨等を記載のもの	<input type="checkbox"/>
☆周辺道路状況の写真	工事着手前のもの	<input type="checkbox"/>
同意書（第4号様式）	・隣接地が農地の場合：地権者と耕作者の同意 ・土地改良事業施行地内の場合：工区長の同意	<input type="checkbox"/>
愛知用水土地改良区協議済書	愛知用水土地改良区の受益地の場合 ※愛知用水大府事務所（Tel0562-44-4700）	<input type="checkbox"/>
仮換地証明書	土地区画整理地内で仮換地中の場合（1部コピー可）	<input type="checkbox"/>
仮換地図（全体図・ブロック図）	土地区画整理地内で仮換地中の場合（1部コピー可）	<input type="checkbox"/>
委任状	代理人が申請する場合（1部コピー可）	<input type="checkbox"/>

☆必須

裏面に続く

## ●施工上の留意点

- ① 大府市総合排水計画書に基づき、治水対策が必要な地域では、その対策が講じられるまで、農地改良を極力避けること。
- ② 埋立て、盛土の高さは、原則として周辺道路の高さとする。ただし、隣地が周辺道路より高い場合は、隣地の高さまでとする。
- ③ 埋立て、盛土に伴い雨水等が道路及び周辺農地等に流れ出ることのないように排水施設を設けるなど適切な措置をとること。  
※埋立て農地の周囲への小堤や道路面境界境への素掘り側溝等の設置等
- ④ 埋立て、盛土に関しては、関係各課等との協議書の指示を遵守すること。
- ⑤ 埋立て、盛土の工事期間は、耕作に支障のない時期とする。（原則として作付けしている主作物の収穫後から次の作付けの間（3ヶ月以内）とすること。）
- ⑥ 埋立て、盛土の土質は、従前の耕作土と同等以上の土を用いること。
- ⑦ 埋立て、盛土に伴い法面処理が必要な場合は、1：1.5を原則とする。
- ⑧ 埋立て、盛土に伴い水路等が隣接する場合は、30センチメートル程度の離隔を確保すること。
- ⑨ 1,000 m<sup>3</sup>以上の届出をする場合は事前に別途協議すること。

## ●注意事項

- ※ 事業区域の面積が500 m<sup>2</sup>以上又は土地の埋立て等に係る土砂等の体積が500 m<sup>3</sup>以上になる場合等は、「土砂等の採取及び埋立て等に関する条例」に基づく許可が必要となります。詳細は環境課（45-6233）まで。
- ※ 証明書類は提出日より3ヶ月以内に発行されたものに限りします。
- ※ 借入金の都合等でお急ぎの方で、受付確認が必要な場合はお申し付けください。
- ※ 隣地同意、工区長同意を依頼する際は、事業計画等を十分説明すること。
- ※ 工事完了後は、速やかに事業完了届を提出すること。
- ※ ご不明な点は大府市農業委員会事務局へお尋ねください。

TEL 0562-47-2111（代表）内線343  
0562-45-6246（ダイヤルイン）